

○国土交通省告示第三百九十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十四条の五第一項第一号、第二十六条第二項第二号、第四十条の五第二項第二号及び第四十二条第一項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成十七年三月三十一日

国土交通大臣 北側 一雄

租税特別措置法施行令第二十四条の五第一項第一号、第二十六条第二項第二号、第四十条の五第二項第二号及び第四十二条第一項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成七年建設省告示第二千九十号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準又は平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号第5の1の1—1(4)イ及びロに規定する基準とする。

附 則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。